

[災害応急対策]

第1章

活動体制の確立

第1節 組織動員

府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

また、府は、災害情報の収集伝達及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施に資するよう災害の規模・状況に応じて災害現場に職員を派遣するとともに、被害が甚大かつ長期間に及ぶことや複合的な災害が起こることを考慮した災害応急対策のオペレーション体制を整備する。なお、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 府の組織体制

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて組織を設置し、災害応急活動を実施する。

1 大阪府防災・危機管理警戒体制の活動

(1) 大阪府防災・危機管理警戒体制の活動開始

ア 大阪府防災・危機管理警戒班

災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

イ 大阪府防災・危機管理指令準備部

災害等のおそれがある事象が継続する時は、大阪府防災・危機管理警戒班を増強し、情報収集、関係機関への連絡等にあたる。

(2) 開始基準

ア 台風情報により24時間以内に府域へ影響を及ぼすと認められる場合

イ 府域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発表された場合

ウ 山林火災において、拡大や住宅への延焼が懸念される場合

エ その他の災害・危機事象により府民生活への影響が予想される場合

(3) 解除基準

ア 災害対策に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなったと認められる場合

イ 防災・危機管理指令部が活動を開始したとき

ウ 防災・危機管理警戒本部が設置されたとき

(4) 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始とあわせて地域情報班は活動を開始する。

2 大阪府防災・危機管理指令部の活動

(1) 大阪府防災・危機管理指令部の活動

指令部長は、災害が発生した場合又は、府域において震度4を観測した場合には直ちに、その他の場合には必要に応じて大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、災害応急対策

の検討を行う。

(2) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- イ 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 職員の配備体制に関すること
- エ 大阪府防災・危機管理警戒本部、大阪府災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること
- オ 大阪府防災・危機管理警戒本部若しくは大阪府災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

(3) 活動基準

- ア 府域において、震度4を観測したとき（自動参集）
- イ 次の情報を受信した場合で、指令部長が活動を必要と認めたとき
 - (ア) 気象警報、台風情報（府域に影響を及ぼすもの）
 - (イ) 津波予報区「大阪府」の津波注意報
 - (ウ) その他の災害等により重大な人的・物的被害が生じるおそれのある情報

(4) 地域情報班の活動開始

管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理指令部会議の開催とあわせて、地域情報班は活動を開始する。

3 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

指令部長は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき
- イ 防災・危機管理指令部が災害情報により、災害が発生したと判断したとき
- ウ 府域において、震度5弱又は震度5強を観測したとき
- エ 津波予報区「大阪府」に津波警報が発表されたとき
- オ 津波による災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき
- カ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害発生のおそれが解消したとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき
- エ その他知事が認めたとき

(3) 所掌事務

防災・危機管理警戒本部は、次の事項について方針を策定し、実施する。

- ア 情報の収集・伝達に関すること
- イ 職員の配備に関すること
- ウ 災害対策本部の設置に関すること
- エ その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

(4) 地域警戒班の設置

管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理警戒本部の設置とあわせて、地域警戒班を置く。

4 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置すると同時に、同本部地域連絡部を府民センタービル内に設置する。

(1) 設置基準

- ア 防災・危機管理指令部が災害情報により大規模な災害が発生したと判断したとき
- イ 府域において、震度6弱以上を観測したとき
- ウ 津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき
- エ 府域において、特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき
- オ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害応急対策がおおむね完了したとき
- イ その他災害対策本部長が認めたとき

(3) 本部の所掌事務

- ア 情報の収集・伝達に関すること
- イ 職員の配備に関すること
- ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- エ 市町村への応援に関すること
- オ 現地災害対策本部の設置に関すること
- カ 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合、その連携に関すること
- キ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(4) 本部長の代理

知事に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、災害対策課長の順とする。

(5) 地域連絡部の所掌事務

- ア 被害状況、市町村の災害対策状況の情報収集に関すること
- イ その他必要な事項

5 大阪府現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として災害地近接の府民センタービル又は被災市町村庁舎等に大阪府現地災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるとき
- イ その他災害対策本部長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

災害対策本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 被害状況等の把握に関すること
- イ 市町村への支援に関すること
- ウ 府の実施する災害応急対策の現地調整と推進に関すること
- エ 現地における関係機関との連絡に関すること
- オ その他必要な事項

6 大阪府水防本部の設置（「大阪府水防計画」参照）

知事は、設置基準に該当する場合には、府域における水防を統括するため、水防本部を設置し、大阪府防災・危機管理指令部と連携して活動する。

なお、大阪府防災・危機管理警戒本部が設置された場合は、同本部と連携し、大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

(1) 設置基準

洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災のおそれがあるとき

(2) 廃止基準

水防本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

- ア 水防情報の収集と伝達に関すること
- イ 本部役員の招集、水防配備の指令に関すること
- ウ 被災状況、水こう門・鉄扉等の操作状況の把握に関すること
- エ 水防管理団体への現地指導及び水防資器材提供に関すること
- オ 災害対策本部、府警察、自衛隊との連絡調整に関すること
- カ 報道及び広報に関すること

7 震災応急対策連絡会議の設置

府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。

なお、必要に応じて構成員を追加する。

(1) 組織及び運営

ア 組織構成

大阪府危機管理室、大阪府警察本部警備部、陸上自衛隊第3師団第3部、大阪海上保安監部警備救難課、大阪管区気象台気象防災部、近畿地方整備局企画部、大阪市消防局警防部、関西電力株式会社総務室防災グループ、大阪ガス株式会社総務部、西日本電信電話株式会社大阪支店災害対策室、大阪広域水道企業団事業管理部計画課

イ 運営

会議の主催者は大阪府危機管理室長の職にある者をもってあてる。

(2) 業務

- ア 被害情報及び災害応急対策に関する情報交換
- イ 相互協力及び応援要請の調整
- ウ その他相互協力に関し必要な事項

第2 府の動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。（組織の設置基準等は、第1節「第1 府の組織体制」参照。）

1 非常1号配備

(1) 配備時期

- ア 府域において震度4を観測したとき（自動配備）
- イ 災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき

(2) 配備体制

通信情報活動を実施する体制

総則

災害予防対策

2 非常2号配備

(1) 配備時期

- ア 防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき
- イ 府域において震度5弱又は震度5強を観測したとき（自動配備）

(2) 配備体制

災害応急対策を実施する体制

災害応急対策

3 非常3号配備

(1) 配備時期

- ア 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき
 - イ 府域において震度6弱以上を観測したとき（自動配備）
 - ウ 府域に特別警報が発表されたとき
 - エ その他必要により知事が当該配備を指令するとき
- なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。

付編

(2) 配備体制

府の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制

4 大阪府水防本部の配備体制（大阪府水防計画 参照）

(1) 警戒配備

気象情報と水位情報に注意する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでには時間的余裕があり、主として情報連絡を行うときの配備

(2) 非常配備

ア 第1配備

今後の気象情報と水位情報に充分注意と警戒を要すると共に、水防活動の必要が予想されるときの配備

イ 第2配備

水防活動の必要が予想されるとき、又は開始し、第1配備では体制不十分と判断されるときの配備

事故等応急対策

災害復旧・復興対策

ウ 第3配備

事態が切迫し大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは事態の規模が大きくなつて、第2配備では体制不十分と判断されるときの配備

第3 市町村の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、職員を動員配備する。

各水防管理団体（市町村、水防事務組合）は、洪水、津波又は高潮による水災のおそれがあるとき、大阪府水防本部に準じ、職員の動員配備を行う。

第4 関西広域連合の組織動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、必要な体制・配備を行う。

また、被害が甚大で関西広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、関西広域連合災害対策本部（兵庫県）、現地支援本部（府庁等）を設置する。

[参考：情報収集体制の基準]

- ① 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度5強以上の揺れが観測された場合
- ② 圏域内で津波警報（大津波）が発表された場合
- ③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合
- ④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合

第5 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第2節 自衛隊の災害派遣

知事は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

総則

第1 知事の派遣要請

- 1 知事は、市町村長をはじめ防災関係機関の長から派遣要請の要求があり、必要と認めた場合、又は市町村の通信途絶の状況から判断し、派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊第3師団長に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。要請は、原則として文書により行うが、文書によるいとまがないときは、電話又は口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。
- 2 市町村長をはじめ防災関係機関の長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
- 3 市町村長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

災害予防対策

第2 自衛隊の自発的出動基準

1 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

災害の発生が突然的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

付編

事故等応急対策

災害復旧・復興対策

2 防衛省施設の近傍等における災害派遣

自衛隊の庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊を派遣することができる。

第3 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び災害派遣を要求した市町村はじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受入体制

(1) 連絡所の設置

府は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。

(2) 現地連絡担当者の指名

府は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

(3) 資機材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) その他

府及び市町村は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全部面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遣難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第5 撤収要請

知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

第1 府

知事は、府単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

1 関西広域連合への応援要請

関西広域連合への応援要請は、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、「関西広域応援・受援実施要綱」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局（兵庫県）に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがない場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

(2) 応援の内容

知事は、被災者の生活状況や支援ニーズの変化に対応したきめ細やかな支援を行えるよう、関西広域連合（関西広域連合がカウンターパート方式による応援方式を決定した場合は、府の応援を担当する幹事府県。以下この節において同じ。）に対し、次のような内容の支援を要請する。

ア 食料、飲料水及び生活必需物資等の救援物資の提供

イ 発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣

ウ 広域避難の調整及び避難者、傷病者の受入れ、ドクターへリの運航

エ 行政機能が大幅に低下した被災市町村に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援

オ ボランティア活動の促進

カ 帰宅困難者への支援

キ 災害廃棄物（がれき等）処理の推進

ク その他特に必要な事項

(3) 受援体制の確立

府は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。

2 全国都道府県への応援要請

全国都道府県への応援要請は、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、速やかに関西広域連合に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

(2) 広域応援の内容

被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせん

(3) 個別協定による応援

個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。

3 内閣総理大臣に対する応援の要求

知事は、市町村に対する指示（「第3 市町村」に記載）や他の都道府県の都道府県知事等に対する要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に、知事又は災害が発生した府内市町村長の応援を求める。

4 指定行政機関等の長等に対する応援の要求等

知事は、災害応急対策を実施するため必要な場合、指定行政機関の長等に対し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。

指定行政機関の長等は、災害の発生により府及び市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき応急公用負担等の応急措置の一部を当該市町村に代わって実施する。

なお、知事が災害応急対策を円滑に実施するため、指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請、又は内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあっせん要請を行うときは、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。（災害対策基本法第29条第1項））、他都道府県知事又は市町村長に対し、職員の派遣を要請する（地方自治法第252条の17）ときは、以下の事項を記載した文書で行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等応急対策

災害復旧・復興対策

オ その他必要な事項

(2) 派遣のあっせん要請

知事は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関(災害対策基本法第30条第1項)他都道府県又は市町村の職員の派遣のあっせんを要請するときは、以下の事項を記載した文書で行う。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要な事項

5 緊急消防援助隊の派遣要請及び府内の部隊移動指示等

知事は、市町村長から要請があった場合又は災害の範囲が著しく拡大し、府内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請する。

知事は、市町村長からの要請を受けたときには、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動できるよう、府内における緊急消防援助隊の部隊移動を指示する。また、消防応援活動調整本部を設置し、府内の部隊移動の総合調整や被災地の情報収集、関係機関の活動の連絡調整を行う。

6 災害発生都道府県への支援

(1) 災害発生都道府県知事からの応援の要求

災害発生都道府県知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合、知事は、正当な理由がない限り、応援を実施することとし、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動する。

(2) 内閣総理大臣からの応援の要求

内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、特に必要があると認めるときは、府内の市町村長に対し、災害発生市町村長の応援を求める。

(3) 災害応急対策の実施

内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける災害発生府県知事の指揮の下に行動し、当該知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

第2 府公安委員会

府公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県公安委員会に対して、警察官等の援助の要請を行う。

第3 市町村

1 応援の要求等

市町村長は、市町村単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- (1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請
- (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の依頼
- (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請

なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

2 知事の指示等

知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行なわれるようするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

3 知事による応急措置の代行

知事は、府域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

第4 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、府立消防学校、その他適切な場所へ受け

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等応急対策

災害復旧・復興対策

入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、府警察等と連携し、広域防災拠点、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第5 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区気象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、府、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

総則

災害予防対策

災害応急対策

付編

事故等応急対策

災害復旧・復興対策

